

## — Q U I C P a y 会 員 規 定 —

この規約・規定集をよくお読みいただき、内容をご了承のうえ、カードをご利用ください。

### 第1条（目的等）

1. 本規定は、トヨタファイナンス株式会社（以下「当社」という）が運営する『Q U I C P a y』と称するICチップを用いた非接触式クレジット決済システム（以下「本決済システム」という）の内容、利用方法、ならびに第2条第1項(2)で定める指定本人会員および第2条第1項(4)に定めるQ U I C P a y 会員と当社との間の契約関係等について定めるものです。
2. 本規定は、第2条第1項(4)に定めるQ U I C P a y 会員の本決済システム利用について第2条第1項(2)に定める指定本人会員および第2条第1項(4)に定めるQ U I C P a y 会員に適用されます。

### 第2条（用語の定義）

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、本項(3)に定める親カードの会員規約（以下「会員規約」という）におけるのと同様の意味を有します。

- (1) 「本カード」とは、本決済システムの利用を可能とする機能を搭載した所定の非接触式ICカードをいいます。
- (2) 「指定本人会員」とは、会員規約に定める本人会員のうち、本規定を承認のうえ、本決済システムの利用を申し込み、当社がこれを承認した方をいいます。
- (3) 「親カード」とは、指定本人会員が会員規約に定める本人会員として自己に貸与されている当社所定のクレジットカードのうち、指定本人会員が本決済システム利用代金の支払方法としてあらかじめ指定するクレジットカードをいいます。
- (4) 「Q U I C P a y 会員」とは、以下の各号のいずれかに該当する方をいいます。
  - ① 指定本人会員のうち、本カードの貸与を希望し、当社がこれを承認した方
  - ② ①にかかる会員規約に基づく家族会員のうち、本カードの貸与を希望し、当社がこれを承認した方（以下「Q U I C P a y 家族会員」という）
- (5) 「Q U I C P a y 加盟店」とは、所定の標識が掲げられた本決済システムの利用が可能な加盟店をいいます。
- (6) 「Q U I C P a y 専用端末」とは、本カードを使用して本決済システムを利用するために、Q U I C P a y 加盟店に設置された専用端末をいいます。
- (7) 「Q U I C P a y ID」とは、本カードを使用して本決済システムを利用するために、Q U I C P a y 会員に個別に付される20桁の数字からなるIDをいいます。

### 第3条（本カードの発行および貸与）

1. 指定本人会員およびQ U I C P a y 会員となろうとするもの（以下「Q U I C P a y 入会申込者」という）は、当社所定の『Q U I C P a y 入会申込書』に必要事項を記入し、本決済システムの利用を申し込むものとします。（以下「本入会申し込み」という）なお、当社指定のクレジットカードの申込を行う場合、本カードも同時に申し込むものとします。
2. 当社は、Q U I C P a y 入会申込者のうち、当社が審査のうえ承認した方に対し、当社が発行する本カードを貸与します。なお、当社は、以下の各号に該当すると判断した場合には、入会を承認しません。
  - (1) 本入会申し込みに際し、虚偽の事実を記入し、または偽造もしくは変造にかかる資料を添付した場合。
  - (2) 本入会申し込みに際し、あらかじめ指定した親カードが無効である場合。
3. 指定本人会員およびQ U I C P a y 会員と当社との間の本決済システム利用に関する契約は、当社が前項に定める承認をした時に成立します。
4. 本カード上には、Q U I C P a y 会員名、Q U I C P a y IDおよび有効期限等（以下「本カード情報」という）が表示されます。本カードは、その貸与を受けたQ U I C P a y 会員本人以外、使用できません。
5. Q U I C P a y 会員は、自己に貸与された本カードおよび本カード情報を、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければなりません。本カードの所有権は当社にあり、Q U I C P a y 会員は、本カードの譲渡、貸与、預託もしくは担保提供等一切の処分または本カードの占有移転を行わないものとします。
6. Q U I C P a y 会員は、自己に貸与された本カードに搭載されたICチップにつき、偽造、変造、もしくは複製または分解もしくは解析等を行ってはいけません。
7. Q U I C P a y 会員が前三項に違反したことにより、第三者が本カードまたは本カード情報を使用して本決済システムを利用した場合、当社は、当該第三者による利用をQ U I C P a y 会員本人による利用とみなします。

### 第4条（Q U I C P a y 家族会員等）

1. 指定本人会員は、本規定を承認の上、Q U I C P a y 入会申込者のうちQ U I C P a y 家族会員になろうとする者の本入会申し込みの際にそれらの者が本決済サービスを利用することにつき同意することにより、当該Q U I C P a y 家族会員に対し、自己に代わって本決済システムを利用する一切の権限（以下「本代理権」という）を授与するものとします。
2. 指定本人会員は、前項に定める代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合には、当社所定の方法により、Q U I C P a y 家族会員による本決済システムの利用の中止を申し出るものとします。指定本人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。

### 第5条（有効期限・更新）

1. 本カードの有効期限は、当社が指定するものとし、本カード上に表示された年月の末日までとします。
2. 当社は、本カードの有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していないQ U I C P a y 会員のうち、当社が審査のうえ、引き続きQ U I C P a y 会員として承認する方に対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という）を発行します。なお、本カードの有効期限の13ヶ月前に属する月の1日から有効期限の2ヶ月前に属する月の末日までに本決済システムの利用がない場合、当社はQ U I C P a y 会員へ通知のうえ、更新カードを送付しないことができるものとします。

### 第6条（カード発行手数料）

指定本人会員は、本カードが発行または更新された場合にはそれぞれ、本カードにつき、発行または更新された枚数に応じた当社所定の本カード発行手数料（Q U I C P a y 家族会員の分も含みます）を、親カードで支払うものとします。

### 第7条（届出事項の変更等）

1. 指定本人会員およびQ U I C P a y 会員は、当社に届け出た氏名、住所、電話番号等もしくは親カードの会員番号に変更が生じた場合は、遅滞なく、当社所定の方法により届け出るものとします。
2. 前項の届出がないために当社から当社所定の手段により送付する通知が到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
3. Q U I C P a y 会員に対する通知書その他の送付書類は、指定本人会員の届出住所宛に発送するものとします。

### 第8条（本カードの再発行）

当社は、本カードの紛失、盗難、破損、汚損等の理由によりQ U I C P a y 会員が希望し、当社が審査のうえ適当と認めた場合、本カードを再発行します。この場合、指定本人会員は、再発行された本カードにつき、当社所定の本カード再発行手数料（Q U I C P a y 家族会員の分も含みます）を親カードで支払うものとします。

### 第9条（本カード利用方法）

1. Q U I C P a y 会員は、Q U I C P a y 加盟店において本カードを提示し、Q U I C P a y 専用端末に本カードをかざす等所定の操作を行うことにより、Q U I C P a y 加盟店から商品・権利を購入し、役務の提供等を受けること（以下「本カード利用」という）ができます。この際、署名をする必要はありません。
2. 前項にかかわらず、Q U I C P a y 加盟店は、本カード利用状況に応じて、当社に対し、第10条第1項に定める本カード利用が可能な金額を照会し、また、Q U I C P a y 会員本人による利用であることを確認する場合があります。なお、この利用可能な金額の照会には、通信回線の利用状況等により、多少時間がかかる場合もあります。
3. Q U I C P a y 会員は、第15条に定めるほか、以下の各号に定める場合、本カードを利用することができないことがあります。
  - (1) 本カードの物理的な破損・汚損等により、Q U I C P a y 専用端末において本カードの取扱ができない場合。
  - (2) 親カードにつき、紛失・盗難またはその他会員規約に定める理由により、利用が一時停止されている場合。
  - (3) その他、当社が、Q U I C P a y 会員による本カード利用を適当でないと判断した場合。

### 第10条（本カード利用が可能な金額）

1. Q U I C P a y 会員は、親カードについて定められたカード利用可能枠からカード利用残高を差し引いた金額の範囲内で、本カードを利用することができます。なお、当該カード利用残高には、親カード利用残高のほか、当該カードを親カードとするQ U I C P a y 会員による本カード利用残高の全てが含まれます。
2. 前項にかかわらず、Q U I C P a y 会員による本カード利用は、1回あたり金20,000円を上限とします。

### 第11条（債権譲渡の承諾、立替払いの委託）

1. Q U I C P a y 加盟店と加盟店契約を締結している当社以外のクレジットカード会社（以下「他社」という）との契約が債権譲渡契約の場合、指定本人会員は、Q U I C P a y 加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、Q U I C P a y 加盟店が他社に債権譲渡したうえで、当社が他社に立替払いすることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、他社が認めた第三者を経由する場合があります。
2. Q U I C P a y 加盟店と当社、または他社との契約が立替払い契約の場合、指定本人会員は、Q U I C P a y 加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
  - (1) 当社がQ U I C P a y 加盟店に対し立替払いすること。
  - (2) 他社がQ U I C P a y 加盟店に立替払いしたうえで、当社が他社に立替払いすること。
3. 商品の所有権は、当社が立替払いをしたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されます。

**第12条（本カード利用代金の支払区分および支払方法）**

1. 本カード利用代金の支払区分は、「1回払い」に限られます。ただし、親カードについて別途支払区分が定められている場合は、当該支払区分に従います。
2. 本カード利用代金の支払いに関しては、本カードの利用は親カードの利用とみなされます。
3. 指定本人会員は、会員規約に定める親カードの利用代金の支払期日および支払方法と同様に、本カード利用代金を支払うものとします。
4. 指定本人会員は、親カードの会員番号、有効期限等が当社により変更された場合であっても、本カード利用代金の全額を、異議なく支払うものとします。

**第13条（QUICPAY会員の退会、QUICPAY会員資格の喪失等）**

1. 指定本人会員およびQUICPAY会員は、当社所定の方法により、本規定を解約またはQUICPAY会員を退会することができます。なお、指定本人会員にかかる全QUICPAY会員が退会した場合には、指定本人会員は当然に本規定を解約されます。
2. 指定本人会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当然に本規定を解約されます。なお、指定本人会員が本規定を解約された場合、当然にQUICPAY会員資格も喪失します。
  - (1) 指定本人会員が、会員規約に定める会員資格を喪失した場合。
  - (2) QUICPAY会員の更新カードが発行されることなく、本カードの有効期限が経過した場合。
3. QUICPAY会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3)については当社がQUICPAY会員資格の喪失の通知をしたときに、(4)については当然に会員資格を喪失します。
  - (1) QUICPAY会員が、本規定および会員規約に違反した場合。
  - (2) QUICPAY会員による本カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合。
  - (3) 本カードの最終使用日より当社が定める一定期間本決済システムの利用がない場合（第5条第2項なお書に基づき更新カードを送付しない場合を含む）。
  - (4) 指定本人会員が第4条第2項に定める方法によりQUICPAY家族会員による本カードの利用の中止を申し出た場合。
4. QUICPAY会員は、前三項のいずれの場合においても、当社の指示に従い、直ちに本カードを返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとします。
5. QUICPAY会員は、当社が第3条または第8条に基づき送付した本カードについて、QUICPAY会員が相当期間内に受領しない場合には、QUICPAY会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。

**第14条（本カードの紛失・盗難等）**

本カードの紛失、盗難等により、本カードが第三者に使用された場合には、会員規約の「カードの紛失・盗難等」に関する規定が準用されるものとし、同規定による補償の適用が受けられない場合は、すべて会員において負担するものとします。

**第15条（本サービスの一時停止、中止）**

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、指定本人会員およびQUICPAY会員に対する事前の通知なく、本決済システムの運営を一時停止または中止することができます。
  - (1) 本決済システムの運営のための装置およびシステムにかかる保守点検、更新を定期的にまたは緊急に行う場合。
  - (2) 火災、天災、停電その他の不可抗力により、本決済システムの運営を継続することが困難である場合。
  - (3) その他、当社が本決済システムの運用の一時停止または中止が必要と判断した場合。
2. 当社は、前項に定めるほか、技術上または営業上の判断等により、指定本人会員に対し事前に通知することにより、本決済システムの運営を一時停止または中止することができます。
3. 前二項に定める本決済システムの運営の一時停止または中止により、指定本人会員、QUICPAY会員または第三者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。

**第16条（適用関係）**

本規定に定めのない事項については、全て会員規約を準用するものとします。

**第17条（規定の変更）**

当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規定を変更する旨、変更後の本規定の内容およびその効力発生時期を、予め当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規定を変更することができるものとします。

**第18条（一体型カード）**

1. 一体型カードの利用にあたっては、前各条について、「本カード」を「一体型カード」と読み替えたうえで、準用するものとします。
2. 一体型カードの利用にあたっては、第2条第1項(1)、第3条第1項、第10条第1項、第10条第2項、第12条第1項を以下のとおり読み替え、第2条第1項(3)、第3条第2項(2)、第9条第3項(2)、第12条第2項を無効とします。また第6条、第8条および第13条は削除したうえで、会員規約を準用するものとします。
  - ①第2条第1項(1)  
「「一体型カード」とは、会員規約に定めるクレジット機能と本決済システムの利用を可能とする機能を搭載した所定のカードをいいます。」
  - ②第3条第1項  
「指定本人会員およびQUICPAY会員となろうとするもの（以下「QUICPAY入会申込者」という）は、当社所定の『QUICPAY入会申込書』に必要事項を記入し、本決済システムの利用を申し込むものとします。」
  - ③第10条第1項  
「QUICPAY会員は、一体型カードについて定められたカード利用可能枠からカード利用残高を差し引いた金額の範囲内で、一体型カードを利用することができます。」
  - ④第10条第2項  
「前項にかかわらず、QUICPAY会員による本決済システムの利用にかかる一体型カード利用は、1回あたり金20,000円を上限とします。」
  - ⑤第12条第1項  
「本決済システムの利用にかかる一体型カード利用代金の支払区分は、「1回払い」に限られます。ただし、別途支払区分が定められている場合は、当該支払区分に従います。」

※この会員規定に同意いただけない場合は、退会手続をとらせていただきますので、その旨お書き添えの上、カード利用前にカードを切断し利用不能の状態にして当社へご返却下さい。

（取扱カード会社）  
トヨタファイナンス株式会社

2024年8月版

1640111